平成２２年（フ）第４４５号
埼玉県熊谷市下川上1586番地１
破産者　宮本　作兵
１　決定年月日　平成23年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４４号
埼玉県秩父市中村町３丁目10番33号
破産者　加藤　満明
１　決定年月日　平成23年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第２５１号
長野県松本市並柳３丁目13番20号　フレグランス並柳Ｅ―102
破産者　松原　優子（旧姓津田・太田）
１　決定年月日　平成23年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１７３２号
京都市中京区壬生森町８番地
破産者　宇野　俊夫
１　決定年月日　平成23年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４６号
兵庫県丹波市山南町小新屋577番地17
破産者　津熊　幸雄
１　決定年月日　平成23年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第６３９号
兵庫県姫路市田寺８丁目13番12―６号、開始決定時の住所兵庫県姫路市広畑区小坂31番地11
破産者　瀧　冨士雄
１　決定年月日　平成23年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６７７号
兵庫県姫路市田寺８丁目13番12―６号、開始決定時の住所兵庫県姫路市広畑区小坂31番地11
破産者　瀧　　和久
１　決定年月日　平成23年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７６６号
神戸市中央区加納町２丁目６番19―207号、開始決定時の住所兵庫県加古郡播磨町南大中３丁目９番13号
破産者　八木　拓郎
１　決定年月日　平成23年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１４１４号
福岡市西区今宿青木170番地１、破産手続開始決定時の住所福岡市西区大字飯氏271番地
破産者　徳安　満子
１　決定年月日　平成23年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５７２号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲1178番地１
破産者　管野　敦子
１　決定年月日　平成23年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４８７号
長崎県長崎市上小島２丁目13番８号、開始決定時の住所長崎県長崎市中小島１丁目７番４号
破産者　田中　正藏
１　決定年月日　平成23年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８８号
長崎県長崎市上小島２丁目13番８号、開始決定時の住所長崎県長崎市中小島１丁目７番４号
破産者　田中千鶴子
１　決定年月日　平成23年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２０５号
札幌市北区篠路７条１丁目２番20号
破産者　竹内　健二
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１０号
仙台市泉区高森７丁目101番地　アルプス高森コーポ307
破産者　鈴木　淳史
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１１号
仙台市泉区高森７丁目101番地　アルプス高森コーポ307
破産者　鈴木　豊吉
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０９号
福島市上鳥渡字田中内38番地の１
破産者　齋藤　邦彦
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２９３号
福島県耶麻郡西会津町野沢字南松原甲1028―71　藤田屋アパート１号、住民票上の住所福島市土湯温泉町字杉ノ下32番地の１
破産者　高荒　広光（旧姓南部）
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３８９号
千葉県我孫子市天王台６丁目11番26号
破産者　野間　　宏
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部